

6月議会の一般質問について

6月の吉田町議会定例会が、6月5日から15日間の会期で開催され、13日には一般質問がありました。質問者は6人でしたが、そのお一人の平野議員から「町の情報公開について」のテーマで質問があり、その中で、町政運営上欠かすことができない絶対的な視点が端的に言い表された部分がありました。特にその部分については、大変感心し、大いに共感しましたので、皆さまにご紹介したいと思います。

一般質問に立たれた平野議員は、ご質問の中で、『町議会の議事は上程された議案が「町の利益、町民の利益に適っているか、否か」を判断すべく行われるものではないか」と述べられました。まさしく私も、町政運営上の全ての事案について、「町の利益、町民の利益にかかわるか」ということを必ず見据えて判断を下しております。今有る地方自治体は、国会の場合のように議員の

中から首相を選ぶ議院内閣制と異なり、議員も、首長も、住民が選挙で直接選ぶ大統領制によって運営されています。しかも、どちらの役割も「地方自治法」という一つの法律で定められており、地方自治体の議員も、首長も、その目指す目的は同じであって当然です。

この一般質問によつて、平野議員は、議事機関である議会が団体としての意思決定を行う議決権の行使を、執行機関である首長は執行権の行使というそれぞれの役割を、同じ方向を向いて果たすべきであるとの主張を行われたものと解釈しました。その内容には全面的に共感できますので、大変うれしく思つた次第です。

議案の上程と審議について

一方、平野議員は、一般質問の中で、町当局が上程する議案について、「予算執行に係る議案など重要と考えられる議案の説明では、当局でどのような案が検討され、いかなる理由で上程



町長からのメッセージ 107

町長の議会だより

案に決定したのかなど、町長が苦心さんたんざされた過程を説明していただければ、議員は町の考え方を良く理解することができ、議事の深耕が図られると思います。と述べられました。

この点については、私と多少思いが違うような気がしましたので、全面的に共感することはできませんでしたが、町当局が議案を上程し、その説明を行う場合には、議員各位にご理解をいただけるように丁寧に説明しなければならぬのは当然のことであると思つて

議会の議決について

では、どこが違うと思つているかですが、町当局が政策や予算案を立案する場合は、「町のため、町民のため」を第一義的に考えます。そして、限られた財源の中で優先順位を定め、最少の経費で最大の効果を挙げるよう創意工夫しながら、その時点で最良の案をまとめ、議案に仕上げて議会に上程させていただいております。

いずれの議案も、さまざまな経過を辿りながら苦勞してまとめますので、必要で

あれば、その過程における苦勞話なども交えてご説明することはやぶさかではありませんが、町当局は、常々、『議会の審議というものは、各議員が、客観的な情報に基づいて「町の利益、町民の利益にかなっているか、否か」という原則的な判断基準を念頭に置いて行われるものであろう』と考えております。ことから、町当局が議案説明を行う場合には、余分な先入観念につながるような個別具体的な内容を入れることは極力慎んでいきます。

議会に出席して痛烈に思うことは、「議会の議決権は、強大である」ということです。議会承認が義務付けられている案件については、議会承認がない限り首長としての執行権を行使することはできません。

前述のとおり、町の場合、議員も、町長も、町民の皆さまが直接選挙します。従つて、どちらも町民の負託を直接受け、どちらも町の運営に関わり、どちらも

役割を果たす上で適用を受ける基本的法は「地方自治法」です。議員と町長の政策判断の基本は、平野議員のご質問の中にある「町の利益、町民の利益にかなっているか、否か」であるはずですが、ただし、役割は議員が議決権の行使、町長が執行権の行使と異なります。

このように、議員と町長は、同じ判断基準のもとで政策等を決定し、執行する前提となっているわけですから、その判断に差異が生じた場合は、お互いの合理的な意見を披歴し合つて、「町の利益、町民の利益にかなうように」意見を集約すべきであると思つています。

仮に、町当局が上程した議案を議会が否決する場合、議会から『町当局は「町のため、町民のためになる」ようにするには如何に対処すべきか』までご教示いただければ、より町政運営がスムーズになるのではないのでしょうか。

議会へのお願いについて

現在、私は、「町のため、町民のため」に、議会が行つた議決に関して説明いただきたいと思つているものが数件あります。その中でも早速にご教示賜りたいと切望しているものは、今年の3月議会定例会と3月28日の第1回議会臨時会上程した「黒田教育長(当時)」を引き続き吉田町教育委員会委員に選任する議案ですが、いずれの議会でも、合理的な理由も明かされな

いままでも不同意の議決となりました。この結果、「教育長がいよいよ町」になるという異常事態が発生したわけです。私は、一日も早くこの異常事態を解消するように行動を起こしたいと思つておりますが、起こすことができない状況です。

私は、議案上程説明の中で「黒田教育長以外の適任者はない」旨を述べ、特に3月28日の第1回議会臨時会では、その理由なども詳しく述べたつもりであり、「余人をもって代え難い」との説明を尽くして議案審議をお願いしましたが、議

会の審議では、藤田議員から(前回の不同意は)我々の英断」との表現まであつた中で不同意とされました。また、増田宏胤議員からは「議会が一旦不同意にした議案と同一の議案を短期間のうちに再提出する行為は、議会の権威を失墜させ混乱を招く。議会軽視である」との内容のお叱りにも似た討論もありました。そして、採決は、どちらの議会も同じで、同意に賛成する起立者が6人、起立しなかった議員が6人となったことから、即座に、八木議長が賛否同数と判断し、議長裁決を行う旨を宣言し、決定に至る理由も言わずに「不同意」の結論だけを述べました。

採決の際、両議会とも同意の起立をしなかった6人の議員のみならず、いきなり裁決に踏み切つた議長からも、同意しない合理的な理由を聞くことはできませんでしたので、私は善後策を施すことが極めて難しい状況に立たされました。この人事案件の議案は、当町の教育の現況と展望を十分に考察した上で、地方

教育行政の組織及び運営に関する法律」に掲げる要件を満たす有資格者の中から、現時点で最も「町のため、町民のため」になる適任者を慎重に選んで作成したものです。この議案に対し、議会は、2度とも不同意としたわけですが、私に任命権があり、私が責任を持つて最適任者を選任している議案を不同意とされたというものは、私の不信任にもつながる重い議決であること認識しておりますが、この審議結果では次に進むことはできません。これほど重い議決を突き付けた6人の議員と裁決した八木議長には、ぜひとも、この結果が、どのように「町のため、町民のため」につながっているのか、分かるように説明していただきたいと思います。特に、八木議長は、大所高所から「町のため、町民のため」になる裁決をされたはずですから、必ずやその採決の意図を披歴し、町当局がどのように対応すべきであるのか、ご教示いただきたいと考えております。こうした私の思いは、6

月議会定例会の閉会のあいさつの中で、議員各位に申し上げました。その要旨は、「教育長不在の状態を解消したいが議会の真意が分からないので困っている」「議会側から当局に対する議会改革に係る懇談申込があつた際、懇談の中で教育長不同意理由の説明をお願いしたら、音沙汰がなくなつた」「議長裁決とは、現状を混乱させないよう現状維持を重視するデニソン議長の規範によるのが通例だと思つて、今回の議長裁決は違う。その結果、教育長が不在となった。この判断について、高い見地からの説明を求めたい等々です。そして最後に、「教育長がいよいよ状況を一刻も早く解消したいので、この議会が終わつてから、この件に関して議会に懇談会開催を申し入れたいと思つている」というものです。私は、議会の意図もお伺いしながら、「町のため、町民のため」になるように努めていきますので、町民の皆さまも、一層町政に関心をお寄せいただくようお願いいたします。

